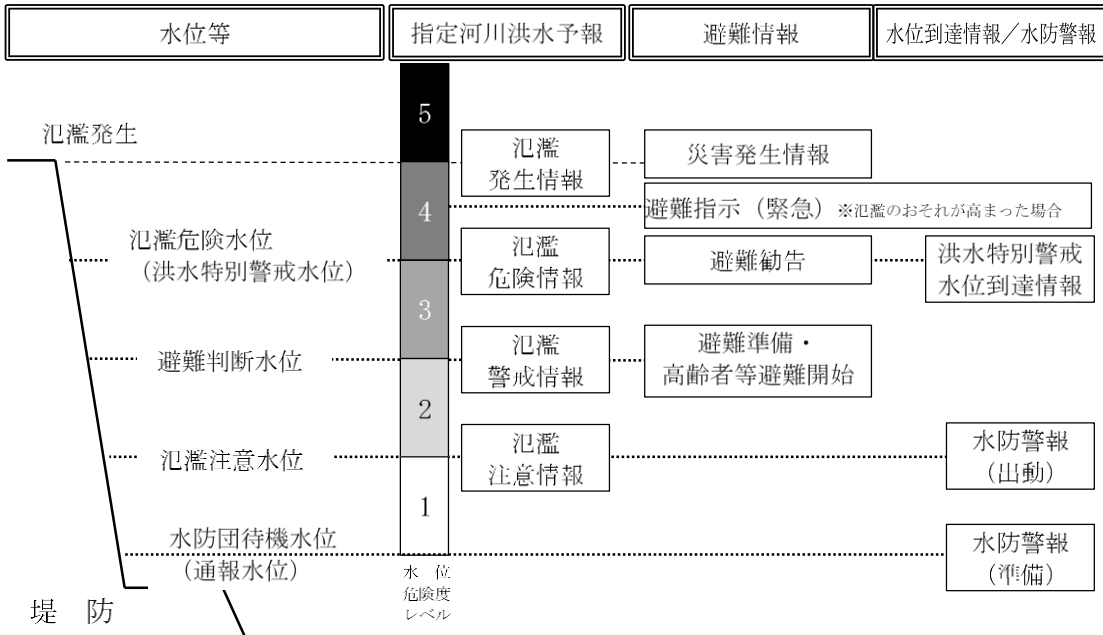
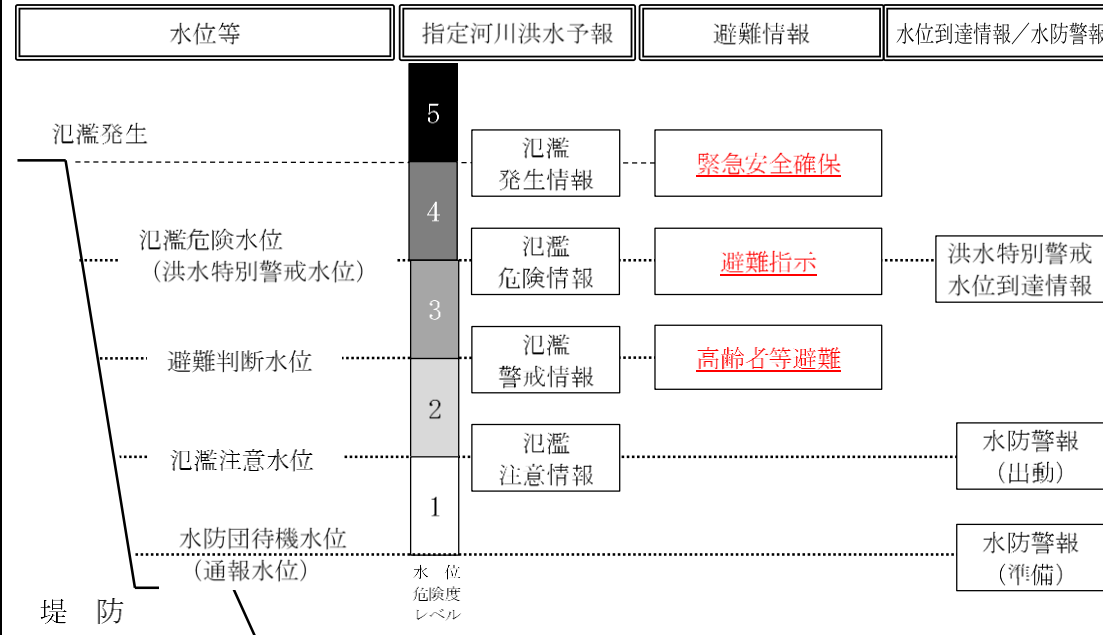




<p>第3章 用語の 意義 5頁</p>	<p>《参考：水位及び指定河川洪水予報等の関係》</p> 	<p>《参考：水位及び指定河川洪水予報等の関係》</p> 	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>																																																
<p>第4章 水防組織 6頁</p>	<p>第4章 水防組織 第1 市の水防機関</p> <p>水防に関する実施機関及び任務分担等は次のとおりとする。ただし、仙台市災害対策本部又は災害警戒本部が設置されたときは当該本部の組織として活動するものとする。</p> <p>1 実施機関及び任務</p> <table border="1" data-bbox="272 996 1303 1446"> <tr> <td rowspan="7">水防管理者（市長）</td> <td>担当局区等</td> <td>任務</td> </tr> <tr> <td>危機管理室</td> <td>各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用、警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達</td> </tr> <tr> <td>経済局</td> <td>用排水施設に関すること</td> </tr> <tr> <td>建設局</td> <td>排水施設の管理及び操作 一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営</td> </tr> <tr> <td>避難所担当課</td> <td>避難所開設・運営</td> </tr> </table>	水防管理者（市長）	担当局区等	任務	危機管理室	各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営	消防局	災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用、警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達	経済局	用排水施設に関すること	建設局	排水施設の管理及び操作 一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること	区役所	災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営	避難所担当課	避難所開設・運営	<p>第4章 水防組織 第1 市の水防機関</p> <p>水防に関する実施機関及び任務分担等は次のとおりとする。ただし、仙台市災害対策本部又は災害警戒本部が設置されたときは当該本部の組織として活動するものとする。</p> <p>1 実施機関及び任務</p> <table border="1" data-bbox="1500 996 2531 1446"> <tr> <td rowspan="7">水防管理者（市長）</td> <td>担当局区等</td> <td>任務</td> </tr> <tr> <td>危機管理局</td> <td>各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用、警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達</td> </tr> <tr> <td>経済局</td> <td>用排水施設に関すること <u>(ため池含む)</u></td> </tr> <tr> <td>建設局</td> <td>排水施設の管理及び操作 一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営</td> </tr> <tr> <td>避難所担当課</td> <td>避難所開設・運営</td> </tr> </table>	水防管理者（市長）	担当局区等	任務	危機管理局	各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営	消防局	災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用、警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達	経済局	用排水施設に関すること <u>(ため池含む)</u>	建設局	排水施設の管理及び操作 一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること	区役所	災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営	避難所担当課	避難所開設・運営	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>記載の適正化</p>																		
水防管理者（市長）	担当局区等		任務																																																
	危機管理室		各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営																																																
	消防局		災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用、警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達																																																
	経済局		用排水施設に関すること																																																
	建設局		排水施設の管理及び操作 一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること																																																
	区役所		災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営																																																
	避難所担当課	避難所開設・運営																																																	
水防管理者（市長）	担当局区等	任務																																																	
	危機管理局	各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営																																																	
	消防局	災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用、警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達																																																	
	経済局	用排水施設に関すること <u>(ため池含む)</u>																																																	
	建設局	排水施設の管理及び操作 一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること																																																	
	区役所	災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営																																																	
	避難所担当課	避難所開設・運営																																																	
<p>第6章 堰堤、水こう門等の操作及びダムの管理 11頁</p>	<p>第3 仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム</p> <p>1 堰堤、水こう門</p> <table border="1" data-bbox="323 1585 1384 1757"> <tr> <th>河川名</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>用途</th> <th>管理者</th> <th>操作担当及び連絡先</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>丸田沢溜池</td> <td></td> <td>泉区上谷刈赤坂四丁目他</td> <td>—</td> <td>経済局農林土木課</td> <td>214-8268</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	河川名	名称	所在地	用途	管理者	操作担当及び連絡先	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	丸田沢溜池		泉区上谷刈赤坂四丁目他	—	経済局農林土木課	214-8268	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第3 仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム</p> <p>1 堰堤、水こう門</p> <table border="1" data-bbox="1560 1585 2621 1757"> <tr> <th>河川名</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>用途</th> <th>管理者</th> <th>操作担当及び連絡先</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>丸田沢溜池</td> <td></td> <td>泉区上谷刈赤坂四丁目他</td> <td>—</td> <td>建設局公園課</td> <td>214-8395</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	河川名	名称	所在地	用途	管理者	操作担当及び連絡先	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	丸田沢溜池		泉区上谷刈赤坂四丁目他	—	建設局公園課	214-8395	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>管理者の変更に伴う修正</p>
河川名	名称	所在地	用途	管理者	操作担当及び連絡先																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																														
丸田沢溜池		泉区上谷刈赤坂四丁目他	—	経済局農林土木課	214-8268																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																														
河川名	名称	所在地	用途	管理者	操作担当及び連絡先																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																														
丸田沢溜池		泉区上谷刈赤坂四丁目他	—	建設局公園課	214-8395																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																														



<p>第9章 水位の 観測 18頁</p>	<p>第1 量水標等観測者及び通報先 表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>量水標 (量水標管理者)</th> <th>量水標等観測者 (通報担当者)</th> <th>通報先</th> <th>備考 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名取川名取橋 (仙台海川国道事務所)</td> <td>長町出張所 又は郡山分団・中田分団</td> <td>太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 11.3 既往最高水位 10.65</td> </tr> <tr> <td>広瀬川広瀬橋 (仙台海川国道事務所)</td> <td>河原町出張所 又は南材分団・長町分団</td> <td>若林消防署を通じ 消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 5.3 既往最高水位 4.15</td> </tr> <tr> <td>旧笹川北目橋 (仙台土木事務所)</td> <td>長町出張所 又は郡山分団</td> <td>太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 4.4 既往最高水位—</td> </tr> <tr> <td>笹川杉の下橋 (仙台海川国道事務所)</td> <td>太白消防署 又は西多賀分団</td> <td>消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 15.2 既往最高水位—</td> </tr> <tr> <td>七北田川市名坂 (仙台地方ダム総合事務所)</td> <td>八乙女分署 又は市名坂分団</td> <td>泉消防署を通じ 消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 19.20 既往最高水位 18.58</td> </tr> <tr> <td>七北田川小角 (仙台地方ダム総合事務所)</td> <td>根白石出張所 又は小角分団</td> <td>泉消防署を通じ 消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 4.7 既往最高水位—</td> </tr> <tr> <td>梅田川苦竹 (仙台土木事務所)</td> <td>宮城野消防署 又は東仙台分団</td> <td>宮城野消防署を通じ 消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 11.79 既往最高水位—</td> </tr> </tbody> </table>	量水標 (量水標管理者)	量水標等観測者 (通報担当者)	通報先	備考 (メートル)	名取川名取橋 (仙台海川国道事務所)	長町出張所 又は郡山分団・中田分団	太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 11.3 既往最高水位 10.65	広瀬川広瀬橋 (仙台海川国道事務所)	河原町出張所 又は南材分団・長町分団	若林消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 5.3 既往最高水位 4.15	旧笹川北目橋 (仙台土木事務所)	長町出張所 又は郡山分団	太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 4.4 既往最高水位—	笹川杉の下橋 (仙台海川国道事務所)	太白消防署 又は西多賀分団	消防局(指令課)へ	堤防高 15.2 既往最高水位—	七北田川市名坂 (仙台地方ダム総合事務所)	八乙女分署 又は市名坂分団	泉消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 19.20 既往最高水位 18.58	七北田川小角 (仙台地方ダム総合事務所)	根白石出張所 又は小角分団	泉消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 4.7 既往最高水位—	梅田川苦竹 (仙台土木事務所)	宮城野消防署 又は東仙台分団	宮城野消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 11.79 既往最高水位—	<p>第1 量水標等観測者及び通報先 表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>量水標 (量水標管理者)</th> <th>量水標等観測者 (通報担当者)</th> <th>通報先</th> <th>備考 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名取川名取橋 (仙台海川国道事務所)</td> <td>長町出張所 又は郡山分団・中田分団</td> <td>太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 11.8 既往最高水位 10.65</td> </tr> <tr> <td>広瀬川広瀬橋 (仙台海川国道事務所)</td> <td>河原町出張所 又は南材分団・長町分団</td> <td>若林消防署を通じ 消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 6.77 既往最高水位 4.15</td> </tr> <tr> <td>旧笹川北目橋 (仙台土木事務所)</td> <td>長町出張所 又は郡山分団</td> <td>太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 4.4 既往最高水位—</td> </tr> <tr> <td>笹川杉の下橋 (仙台海川国道事務所)</td> <td>太白消防署 又は西多賀分団</td> <td>消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 15.2 既往最高水位—</td> </tr> <tr> <td>七北田川市名坂 (仙台地方ダム総合事務所)</td> <td>八乙女分署 又は市名坂分団</td> <td>泉消防署を通じ 消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 19.20 既往最高水位 18.58</td> </tr> <tr> <td>七北田川小角 (仙台地方ダム総合事務所)</td> <td>根白石出張所 又は小角分団</td> <td>泉消防署を通じ 消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 4.7 既往最高水位—</td> </tr> <tr> <td>梅田川苦竹 (仙台土木事務所)</td> <td>宮城野消防署 又は東仙台分団</td> <td>宮城野消防署を通じ 消防局(指令課)へ</td> <td>堤防高 11.79 既往最高水位—</td> </tr> </tbody> </table>	量水標 (量水標管理者)	量水標等観測者 (通報担当者)	通報先	備考 (メートル)	名取川名取橋 (仙台海川国道事務所)	長町出張所 又は郡山分団・中田分団	太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 11.8 既往最高水位 10.65	広瀬川広瀬橋 (仙台海川国道事務所)	河原町出張所 又は南材分団・長町分団	若林消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 6.77 既往最高水位 4.15	旧笹川北目橋 (仙台土木事務所)	長町出張所 又は郡山分団	太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 4.4 既往最高水位—	笹川杉の下橋 (仙台海川国道事務所)	太白消防署 又は西多賀分団	消防局(指令課)へ	堤防高 15.2 既往最高水位—	七北田川市名坂 (仙台地方ダム総合事務所)	八乙女分署 又は市名坂分団	泉消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 19.20 既往最高水位 18.58	七北田川小角 (仙台地方ダム総合事務所)	根白石出張所 又は小角分団	泉消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 4.7 既往最高水位—	梅田川苦竹 (仙台土木事務所)	宮城野消防署 又は東仙台分団	宮城野消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 11.79 既往最高水位—	<p>堤防の 整備に 伴う修 正</p>
量水標 (量水標管理者)	量水標等観測者 (通報担当者)	通報先	備考 (メートル)																																																																
名取川名取橋 (仙台海川国道事務所)	長町出張所 又は郡山分団・中田分団	太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 11.3 既往最高水位 10.65																																																																
広瀬川広瀬橋 (仙台海川国道事務所)	河原町出張所 又は南材分団・長町分団	若林消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 5.3 既往最高水位 4.15																																																																
旧笹川北目橋 (仙台土木事務所)	長町出張所 又は郡山分団	太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 4.4 既往最高水位—																																																																
笹川杉の下橋 (仙台海川国道事務所)	太白消防署 又は西多賀分団	消防局(指令課)へ	堤防高 15.2 既往最高水位—																																																																
七北田川市名坂 (仙台地方ダム総合事務所)	八乙女分署 又は市名坂分団	泉消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 19.20 既往最高水位 18.58																																																																
七北田川小角 (仙台地方ダム総合事務所)	根白石出張所 又は小角分団	泉消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 4.7 既往最高水位—																																																																
梅田川苦竹 (仙台土木事務所)	宮城野消防署 又は東仙台分団	宮城野消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 11.79 既往最高水位—																																																																
量水標 (量水標管理者)	量水標等観測者 (通報担当者)	通報先	備考 (メートル)																																																																
名取川名取橋 (仙台海川国道事務所)	長町出張所 又は郡山分団・中田分団	太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 11.8 既往最高水位 10.65																																																																
広瀬川広瀬橋 (仙台海川国道事務所)	河原町出張所 又は南材分団・長町分団	若林消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 6.77 既往最高水位 4.15																																																																
旧笹川北目橋 (仙台土木事務所)	長町出張所 又は郡山分団	太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 4.4 既往最高水位—																																																																
笹川杉の下橋 (仙台海川国道事務所)	太白消防署 又は西多賀分団	消防局(指令課)へ	堤防高 15.2 既往最高水位—																																																																
七北田川市名坂 (仙台地方ダム総合事務所)	八乙女分署 又は市名坂分団	泉消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 19.20 既往最高水位 18.58																																																																
七北田川小角 (仙台地方ダム総合事務所)	根白石出張所 又は小角分団	泉消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 4.7 既往最高水位—																																																																
梅田川苦竹 (仙台土木事務所)	宮城野消防署 又は東仙台分団	宮城野消防署を通じ 消防局(指令課)へ	堤防高 11.79 既往最高水位—																																																																
<p>第10章 指定河 川洪水 予報、洪 水特別 警戒水 位到達 情報及 び水防 警報 20頁</p>	<p>第1 指定河川洪水予報 1～2 (略) 3 指定河川洪水予報の基準 (1) 氾濫注意情報(洪水注意報)は、基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれのあるとき発表する。 (2) 氾濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに上昇するおそれのあるとき、または、氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき発表する。 (3) 氾濫危険情報(洪水警報)は、基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき発表する。 (4) 氾濫発生情報(洪水警報)は、予報区間において氾濫を確認したとき発表する。</p>	<p>第1 指定河川洪水予報 1～2 (略) 3 指定河川洪水予報の概要 (1) 氾濫注意情報(洪水注意報)は、基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 (2) 氾濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 (3) 氾濫危険情報(洪水警報)は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 (4) 氾濫発生情報(洪水警報)は、予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p>	<p>記載の 適正化</p>																																																																
<p>第11章 避難勧 告等の 発令 24頁</p>	<p>第11章 避難勧告等の発令 水防管理者は、河川の氾濫等により危険が著しく切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、災害対策基本法第60条に基づき、避難勧告等を発令すると共に、宮城県知事にその旨を通知するものとする。また、避難勧告等を発令又は解除したときは、防災関係機関に対し、その旨を通知する。 避難勧告等の発令に際しては、第12章第3による方法により市民に周知するものとする。</p> <p>第1 避難勧告等の発令対象河川 避難勧告等の発令対象河川は、洪水浸水想定区域が本市域にかかる洪水予報河川及び水位周知河川を基本とする。</p>	<p>第11章 避難情報の発令 水防管理者は、河川の氾濫等により危険が著しく切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、災害対策基本法第60条に基づき、避難情報を発令すると共に、宮城県知事にその旨を通知するものとする。また、避難情報を発令又は解除したときは、防災関係機関に対し、その旨を通知する。 避難情報の発令に際しては、第12章第3による方法により市民に周知するものとする。</p> <p>第1 避難情報の発令対象河川 避難情報の発令対象河川は、洪水浸水想定区域が本市域にかかる洪水予報河川及び水位周知河川を基本とする。</p>	<p>災害対 策基本 法の改 正に伴 う修正</p>																																																																

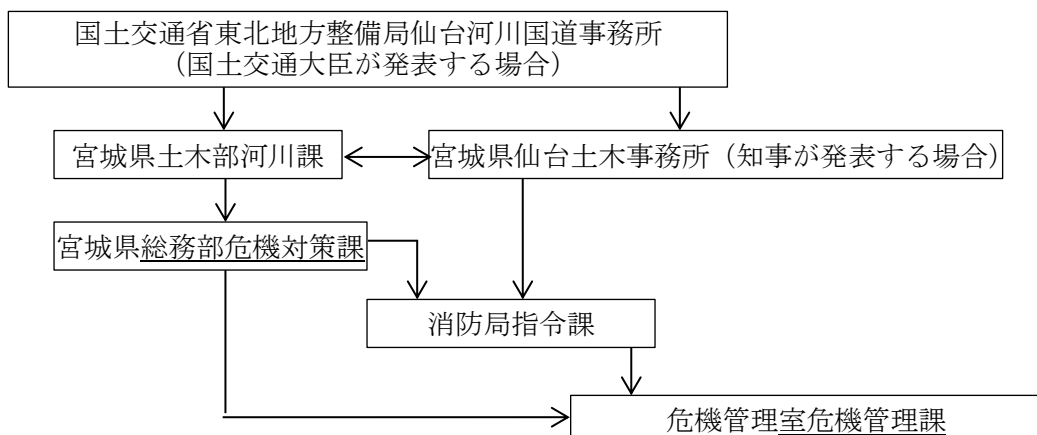
<p>第11章 避難勧告等の発令 24頁</p>	<p><b>第2 避難勧告等の発令基準</b> 仙台市地域防災計画に定める<u>避難勧告等</u>の発令基準は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難勧告等の種別</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫が発生するおそれが高まった場合</li> <li>異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>災害発生情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>その他氾濫の発生が確認された場合</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	避難勧告等の種別	発令基準	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合</li> </ul>	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul>	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫が発生するおそれが高まった場合</li> <li>異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合</li> </ul>	災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>その他氾濫の発生が確認された場合</li> </ul>	<p><b>第2 避難情報</b>の発令基準 仙台市地域防災計画に定める<u>避難情報</u>の発令基準は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報の種別</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫が発生するおそれが高まった場合</li> <li>異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合</li> <li>氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>その他氾濫の発生が確認された場合</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	避難情報の種別	発令基準	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合</li> </ul>	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul>	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫が発生するおそれが高まった場合</li> <li>異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合</li> <li>氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>その他氾濫の発生が確認された場合</li> </ul>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>		
避難勧告等の種別	発令基準																						
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合</li> </ul>																						
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul>																						
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫が発生するおそれが高まった場合</li> <li>異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合</li> </ul>																						
災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>その他氾濫の発生が確認された場合</li> </ul>																						
避難情報の種別	発令基準																						
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合</li> </ul>																						
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul>																						
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫が発生するおそれが高まった場合</li> <li>異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合</li> <li>氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>その他氾濫の発生が確認された場合</li> </ul>																						
<p>25頁</p>	<p><b>第3 (略)</b></p>																						
<p>26頁</p>	<p><b>第4 避難勧告等の発令範囲及び開設避難所</b> 避難勧告等の発令範囲は、洪水浸水想定区域を基本とする。 洪水浸水想定区域は附属資料20から28のとおりである。 避難所の開設は、洪水浸水想定区域を含む区の指定避難所を開設する。ただし、青葉区は宮城総合支所管内、太白区は秋保総合支所管内の指定避難所を除く。 1 <u>避難勧告等</u>の発令対象河川及び避難所開設対象区 <u>避難勧告等</u>の発令対象河川名及び避難所開設対象区は、次のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>2 区別指定避難所 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区</th> <th>対象指定避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青葉区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮城野区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>若林区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太白区</td> <td>           芦口小学校、愛宕中学校、生出小学校、__生出小学校赤石分校、生出中学校、<u>大野田小学校</u>、鹿野小学校、上野山小学校、旧坪沼小学校、<u>郡山小学校</u>、<u>郡山中学校</u>、金剛沢小学校、<u>四郎丸小学校</u>、太白小学校、<u>富沢小学校</u>、富沢中学校、<u>中田小学校</u>、<u>中田中学校</u>、<u>長町小学校</u>、長町中学校、長町南小学校、西多賀小学校、西多賀中学校、<u>西中田小学校</u>、<u>八本松小学校</u>、<u>東四郎丸小学校</u>、<u>東長町小学校</u>、人來田小学校、人來田中学校、<u>袋原小学校</u>、<u>袋原中学校</u>、向山小学校、茂庭台小学校、茂庭台中学校、         </td> </tr> </tbody> </table>	対象区	対象指定避難所	青葉区	(略)	宮城野区	(略)	若林区	(略)	太白区	芦口小学校、愛宕中学校、生出小学校、__生出小学校赤石分校、生出中学校、 <u>大野田小学校</u> 、鹿野小学校、上野山小学校、旧坪沼小学校、 <u>郡山小学校</u> 、 <u>郡山中学校</u> 、金剛沢小学校、 <u>四郎丸小学校</u> 、太白小学校、 <u>富沢小学校</u> 、富沢中学校、 <u>中田小学校</u> 、 <u>中田中学校</u> 、 <u>長町小学校</u> 、長町中学校、長町南小学校、西多賀小学校、西多賀中学校、 <u>西中田小学校</u> 、 <u>八本松小学校</u> 、 <u>東四郎丸小学校</u> 、 <u>東長町小学校</u> 、人來田小学校、人來田中学校、 <u>袋原小学校</u> 、 <u>袋原中学校</u> 、向山小学校、茂庭台小学校、茂庭台中学校、	<p><b>第4 避難情報</b>の発令範囲及び開設避難所 <u>避難情報</u>の発令範囲は、洪水浸水想定区域を基本とする。 洪水浸水想定区域は附属資料19から27のとおりである。 避難所の開設は、洪水浸水想定区域を含む区の指定避難所を開設する。ただし、青葉区は宮城総合支所管内、太白区は秋保総合支所管内の指定避難所を除く。 1 <u>避難情報</u>の発令対象河川及び避難所開設対象区 <u>避難情報</u>の発令対象河川名及び避難所開設対象区は、次のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>2 区別指定避難所 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区</th> <th>対象指定避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青葉区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮城野区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>若林区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太白区</td> <td>           芦口小学校、愛宕中学校、生出小学校、<u>旧</u>生出小学校赤石分校、生出中学校、<u>大野田小学校</u>、鹿野小学校、上野山小学校、旧坪沼小学校、<u>郡山小学校</u>、<u>郡山中学校</u>、金剛沢小学校、<u>四郎丸小学校</u>、太白小学校、<u>富沢小学校</u>、富沢中学校、<u>中田小学校</u>、<u>中田中学校</u>、<u>長町小学校</u>、長町中学校、長町南小学校、西多賀小学校、西多賀中学校、<u>西中田小学校</u>、<u>八本松小学校</u>、<u>東四郎丸小学校</u>、<u>東長町小学校</u>、人來田小学校、人來田中学校、<u>袋原小学校</u>、<u>袋原中学校</u>、向山小学校、茂庭台小学校、茂庭台中学校、         </td> </tr> </tbody> </table>	対象区	対象指定避難所	青葉区	(略)	宮城野区	(略)	若林区	(略)	太白区	芦口小学校、愛宕中学校、生出小学校、 <u>旧</u> 生出小学校赤石分校、生出中学校、 <u>大野田小学校</u> 、鹿野小学校、上野山小学校、旧坪沼小学校、 <u>郡山小学校</u> 、 <u>郡山中学校</u> 、金剛沢小学校、 <u>四郎丸小学校</u> 、太白小学校、 <u>富沢小学校</u> 、富沢中学校、 <u>中田小学校</u> 、 <u>中田中学校</u> 、 <u>長町小学校</u> 、長町中学校、長町南小学校、西多賀小学校、西多賀中学校、 <u>西中田小学校</u> 、 <u>八本松小学校</u> 、 <u>東四郎丸小学校</u> 、 <u>東長町小学校</u> 、人來田小学校、人來田中学校、 <u>袋原小学校</u> 、 <u>袋原中学校</u> 、向山小学校、茂庭台小学校、茂庭台中学校、	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
対象区	対象指定避難所																						
青葉区	(略)																						
宮城野区	(略)																						
若林区	(略)																						
太白区	芦口小学校、愛宕中学校、生出小学校、__生出小学校赤石分校、生出中学校、 <u>大野田小学校</u> 、鹿野小学校、上野山小学校、旧坪沼小学校、 <u>郡山小学校</u> 、 <u>郡山中学校</u> 、金剛沢小学校、 <u>四郎丸小学校</u> 、太白小学校、 <u>富沢小学校</u> 、富沢中学校、 <u>中田小学校</u> 、 <u>中田中学校</u> 、 <u>長町小学校</u> 、長町中学校、長町南小学校、西多賀小学校、西多賀中学校、 <u>西中田小学校</u> 、 <u>八本松小学校</u> 、 <u>東四郎丸小学校</u> 、 <u>東長町小学校</u> 、人來田小学校、人來田中学校、 <u>袋原小学校</u> 、 <u>袋原中学校</u> 、向山小学校、茂庭台小学校、茂庭台中学校、																						
対象区	対象指定避難所																						
青葉区	(略)																						
宮城野区	(略)																						
若林区	(略)																						
太白区	芦口小学校、愛宕中学校、生出小学校、 <u>旧</u> 生出小学校赤石分校、生出中学校、 <u>大野田小学校</u> 、鹿野小学校、上野山小学校、旧坪沼小学校、 <u>郡山小学校</u> 、 <u>郡山中学校</u> 、金剛沢小学校、 <u>四郎丸小学校</u> 、太白小学校、 <u>富沢小学校</u> 、富沢中学校、 <u>中田小学校</u> 、 <u>中田中学校</u> 、 <u>長町小学校</u> 、長町中学校、長町南小学校、西多賀小学校、西多賀中学校、 <u>西中田小学校</u> 、 <u>八本松小学校</u> 、 <u>東四郎丸小学校</u> 、 <u>東長町小学校</u> 、人來田小学校、人來田中学校、 <u>袋原小学校</u> 、 <u>袋原中学校</u> 、向山小学校、茂庭台小学校、茂庭台中学校、																						
<p>27頁</p>			<p>閉校に伴う修正</p>																				



<p>第11章 避難勧告等の発令 27頁</p>	<table border="1"> <tr> <td>八木山小学校、八木山中学校、八木山南小学校、柳生小学校、柳生中学校、山田中学校</td> </tr> <tr> <td>泉区 (略)</td> </tr> </table>	八木山小学校、八木山中学校、八木山南小学校、柳生小学校、柳生中学校、山田中学校	泉区 (略)	<table border="1"> <tr> <td>八木山小学校、八木山中学校、八木山南小学校、柳生小学校、柳生中学校、山田中学校</td> </tr> <tr> <td>泉区 (略)</td> </tr> </table>	八木山小学校、八木山中学校、八木山南小学校、柳生小学校、柳生中学校、山田中学校	泉区 (略)	
八木山小学校、八木山中学校、八木山南小学校、柳生小学校、柳生中学校、山田中学校							
泉区 (略)							
八木山小学校、八木山中学校、八木山南小学校、柳生小学校、柳生中学校、山田中学校							
泉区 (略)							
<p>第12章 情報連絡 28頁</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 通信連絡系統</p> <p>1 水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図</p> <p>2 指定河川洪水予報伝達系統図</p> <p>(1) 指定河川洪水予報伝達系統図 (名取川・広瀬川)</p> <p>※ 附属資料 15-1 指定河川洪水予報伝達様式 (東北地方整備局) 参照</p> <p>(2) 指定河川洪水予報伝達系統図 (七北田川)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 通信連絡系統</p> <p>1 水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図</p> <p>2 指定河川洪水予報伝達系統図</p> <p>(1) 指定河川洪水予報伝達系統図 (名取川・広瀬川)</p> <p>※ 附属資料 14-1 指定河川洪水予報伝達様式 (東北地方整備局) 参照</p> <p>(2) 指定河川洪水予報伝達系統図 (七北田川)</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p>				
<p>29頁</p>							

※ 附属資料 15-2 指定河川洪水予報伝達様式（宮城県） 参照

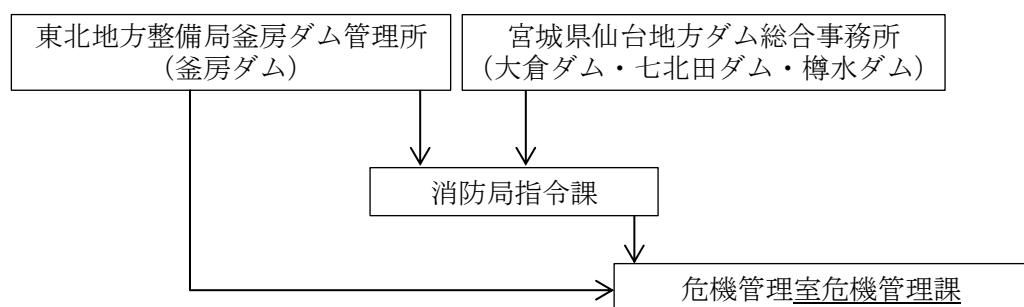
3 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報及び水防警報の伝達系統図



※ 附属資料 16 洪水特別警戒水位到達情報伝達様式（宮城県） 参照

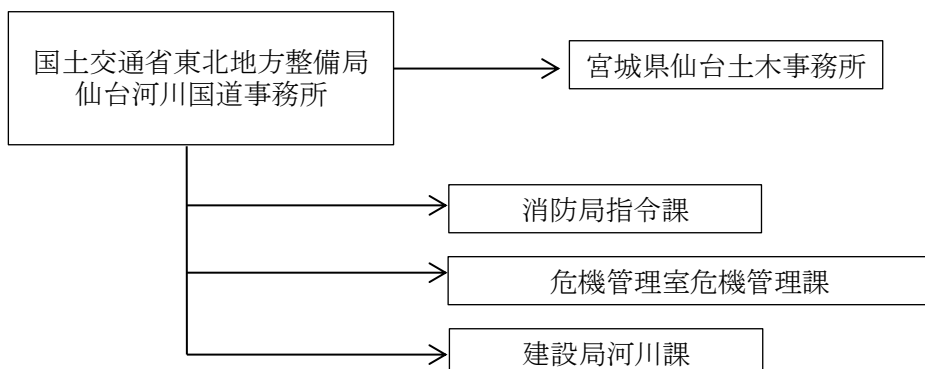
※ 附属資料 17-1、17-2 水防警報伝達様式 参照

4 ダム放流情報の伝達系統図



※ 附属資料 18 異常洪水時防災操作等伝達様式（釜房ダム） 参照

5 笹川樋門の開閉状況に関する情報伝達系統図

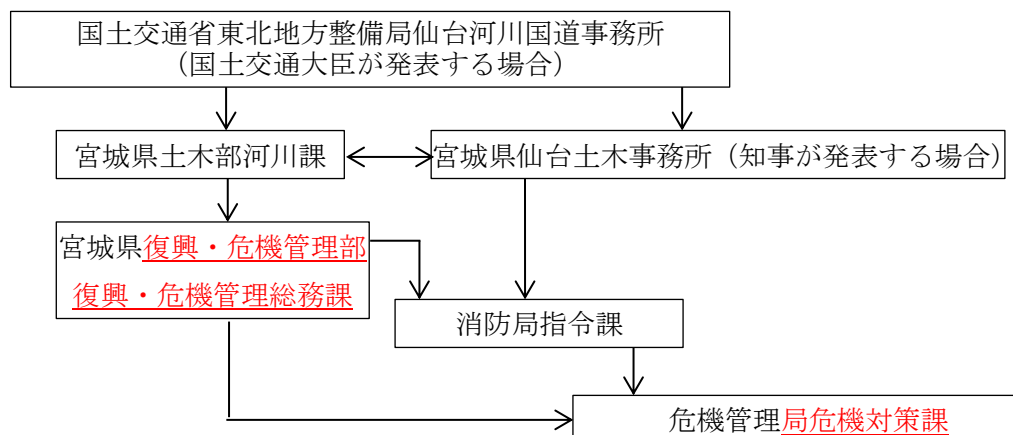


※ 情報伝達にあたっては、「附属資料 19 笹川樋門の開閉操作に関する情報（様式イ、様式ロ）」に定める様式を用いる。

6 堤防の浸透・侵食に係る情報伝達系統図

※ 附属資料 14-2 指定河川洪水予報伝達様式（宮城県） 参照

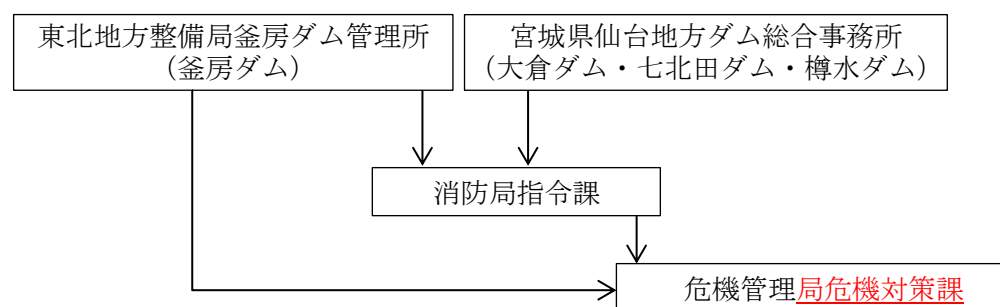
3 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報及び水防警報の伝達系統図



※ 附属資料 15 洪水特別警戒水位到達情報伝達様式（宮城県） 参照

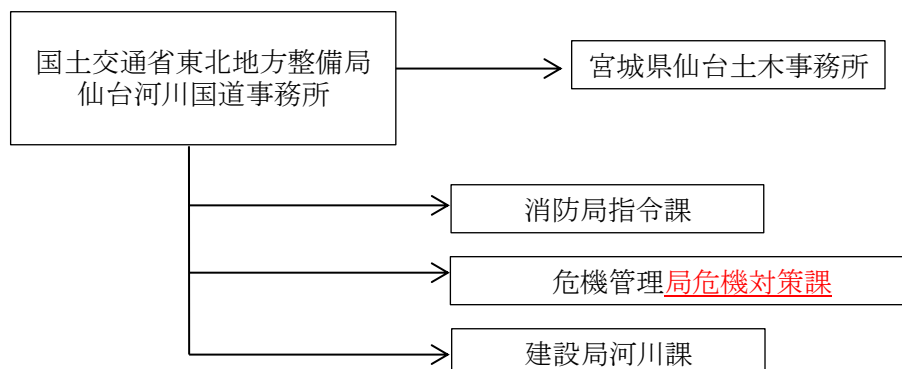
※ 附属資料 17-1、17-2 水防警報伝達様式 参照

4 ダム放流情報の伝達系統図



※ 附属資料 17 異常洪水時防災操作等伝達様式（釜房ダム） 参照

5 笹川樋門の開閉状況に関する情報伝達系統図



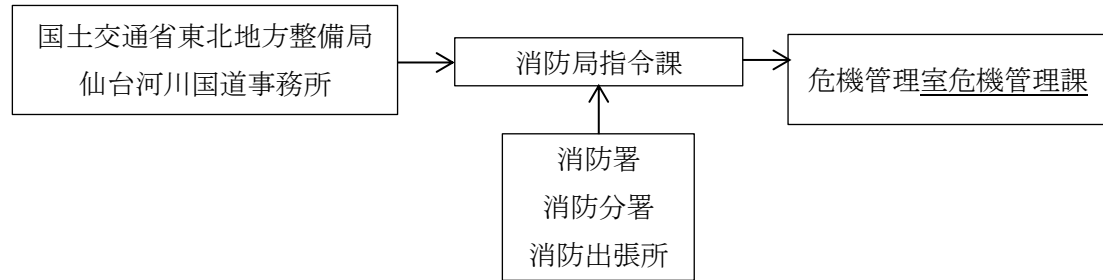
※ 情報伝達にあたっては、「附属資料 18 笹川樋門の開閉操作に関する情報（様式イ、様式ロ）」に定める様式を用いる。

6 堤防の浸透・侵食に係る情報伝達系統図

組織改正に伴う修正

組織改正に伴う修正

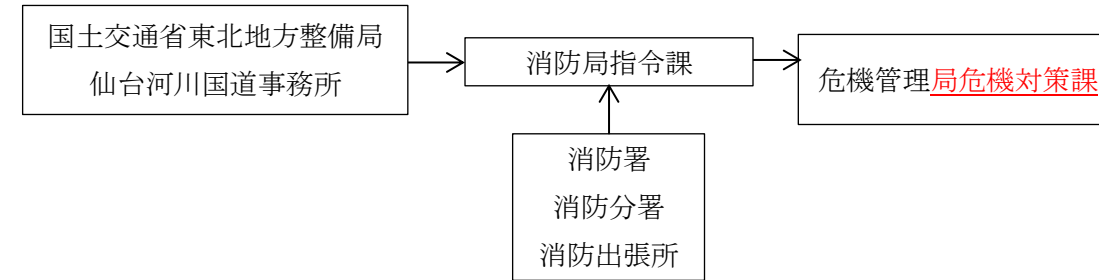
組織改正に伴う修正



※ 監視にあたっては、「附属資料12 水防活動における堤防監視について」を参照して行う。

7 各種システム等情報

種類	内容
仙台市防災気象情報システム (民間気象情報) [システム管理機関] ・危機管理室(危機管理課) [情報閲覧可能部署] ・仙台市庁内LAN端末設置各課 公所	○観測雨量状況図 市内18か所(※)の雨量観測所の10分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示 ○観測雨量日表(10分) 市内18か所(※)の雨量観測所の10分雨量及び日積算雨量を表で表示 ○観測雨量日表(正時) 市内18か所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示  ※ 仙台市、新川、泉ヶ岳、青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、太白消防署、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所、六郷分署、八木山出張所  ○アメダス情報 ○レーダーアメダス合成図 ○台風情報 ○ひまわり衛星画像 ○気象等注意報・警報 ○実況天気図 ○予想天気図 ○短期・週間予報 ○気象レーダー情報 ○局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等) ○落雷情報
宮城県総合防災情報システム (MIDORI 情報) [システム管理機関] ・宮城県総務部危機対策課 [端末設置部署等]	○気象警報・注意報(現況、履歴) ○指定河川洪水予報 ○土砂災害警戒情報 ○気象観測情報 ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量



※ 監視にあたっては、「附属資料12 水防活動における堤防監視について」を参照して行う。

7 各種システム等情報

種類	内容
仙台市防災気象情報システム (民間気象情報) [システム管理機関] ・危機管理局(危機対策課) [情報閲覧可能部署] ・仙台市庁内LAN端末設置各課 公所	○観測雨量状況図 市内18か所(※)の雨量観測所の10分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示 ○観測雨量日表(10分) 市内18か所(※)の雨量観測所の10分雨量及び日積算雨量を表で表示 ○観測雨量日表(正時) 市内18か所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示  ※ 仙台市、新川、泉ヶ岳、青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、太白消防署、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所、六郷分署、八木山出張所  ○アメダス情報 ○レーダーアメダス合成図 ○台風情報 ○ひまわり衛星画像 ○気象等注意報・警報 ○実況天気図 ○予想天気図 ○短期・週間予報 ○気象レーダー情報 ○局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等) ○落雷情報
宮城県総合防災情報システム (MIDORI 情報) [システム管理機関] ・宮城県復興・危機管理部 復興・危機管理総務課 [端末設置部署等]	○気象警報・注意報(現況、履歴) ○指定河川洪水予報 ○土砂災害警戒情報 ○気象観測情報 ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量

組織改正に伴う修正

組織改正に伴う修正

組織改正に伴う修正

第12章 情報連絡 31頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理室（危機管理課） （市役所本庁舎2階）</li> <li>・災害情報センター （青葉区役所4階）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気温、日照時間、風向・風速等</li> <li>○河川観測情報（宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク）</li> <li>・雨量情報 県内 <u>192</u>か所（うち仙台市域23か所）の雨量を観測</li> <li>・水位情報 県内 <u>156</u>か所（うち仙台市域で名取川3か所、広瀬川5か所、七北田川5か所、梅田川2か所、高野川1か所、大倉川1か所、旧笹川1か所、笹川1か所）の水位を観測。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理<u>局</u>（<u>危機対策課</u>） （市役所本庁舎2階）</li> <li>・災害情報センター （青葉区役所4階）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気温、日照時間、風向・風速等</li> <li>○河川観測情報（宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク）</li> <li>・雨量情報 県内 <u>195</u>か所（うち仙台市域23か所）の雨量を観測</li> <li>・水位情報 県内 <u>200</u>か所（うち仙台市域で名取川3か所、広瀬川5か所、七北田川5か所、梅田川2か所、高野川1か所、大倉川1か所、旧笹川1か所、笹川1か所）の水位を観測。</li> </ul>	時点更新	
	市町村向け「川の防災情報」 〔システム管理機関〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省水管理・国土保全局</li> </ul> 〔情報閲覧可能部署〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理室（危機管理課）</li> <li>・消防局（指令課、若林消防署、太白消防署）</li> <li>・建設局（総務課、下水道調整課、河川課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台風情報</li> <li>○レーダー雨量情報</li> <li>○テレメータ雨量情報</li> <li>○ダム関係情報</li> <li>○水質情報</li> <li>○海岸情報</li> <li>○警報等関連情報</li> <li>○水位情報</li> </ul>		市町村向け「川の防災情報」 〔システム管理機関〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省水管理・国土保全局</li> </ul> 〔情報閲覧可能部署〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理<u>局</u>（<u>危機対策課</u>）</li> <li>・消防局（指令課、若林消防署、太白消防署）</li> <li>・建設局（総務課、下水道調整課、河川課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台風情報</li> <li>○レーダー雨量情報</li> <li>○テレメータ雨量情報</li> <li>○ダム関係情報</li> <li>○水質情報</li> <li>○海岸情報</li> <li>○警報等関連情報</li> <li>○水位情報</li> </ul>		組織改正に伴う修正
	仙台管区気象台ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象警報・注意報・<u>警報級の可能性</u>等</li> <li>○大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害警戒判定メッシュ情報 (追加)</li> <li>○地震・津波・火山情報</li> <li>○天気予報</li> <li>○気象レーダー・衛星画像</li> <li>○台風情報</li> <li>○観測データ</li> <li>○過去データ検索 (追加)</li> <li>○<u>流域雨量指数の予測値</u>※ (追加)</li> </ul>		仙台管区気象台ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象警報・注意報・<u>早期注意情報</u>（警報級の可能性）等</li> <li>○<u>浸水キキクル</u>（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、<u>洪水キキクル</u>（洪水警報の危険度分布）、<u>土砂キキクル</u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） (削除)</li> <li>○<u>ナウキャスト</u>（雨雲の動き・雷・竜巻）</li> <li>○<u>今後の雨</u>（降水短時間予報）</li> <li>○地震・津波・火山情報</li> <li>○天気予報・<u>衛星画像</u> (削除)</li> <li>○台風情報</li> <li>○観測データ</li> <li>○過去データ検索</li> <li>○<u>気象台からのコメント</u></li> <li>○<u>流域雨量指数の予測値</u>※</li> <li>※ <u>現地情報</u>（水位やカメラ映像、水防団からの報告等）とあわせて利用</li> </ul>		
防災情報提供システム 〔システム管理機関〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁</li> </ul> 〔情報閲覧可能部署〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理室（危機管理課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記の内容（一部詳細表示あり）</li> <li>+</li> <li>○流域雨量指数の予測値※</li> <li>※ <u>現地情報</u>（水位やカメラ映像、水防団からの報告等）とあわせて利用</li> </ul>		(削除)	(削除)			



第12章  
情報連絡  
32頁

8 連絡先電話番号

(1) 水防関係機関

仙台管区気象台	297-8103	宮城県警察署	221-7171
東北運輸局	299-8851	仙台中警察署	222-7171
仙台海川国道事務所	304-1813	仙台南警察署	246-7171
釜房ダム管理所	0224-84-2171	仙台北警察署	233-7171
宮城県総務部危機対策課	211-2375	仙台東警察署	231-7171
宮城県土木部河川課	211-3172	泉警察署	375-7171
宮城県仙台土木事務所	297-4111	若林警察署	390-7171
宮城県仙台地方ダム総合事務所	372-2103	名取市役所	384-2111
大倉ダム管理事務所	393-2211	多賀城市役所	368-1141
七北田ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)	372-2927	東日本電信電話(株)宮城事業部	269-2248
樽水ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)	372-2927		

(2) 市役所

本 庁	健康福祉局総務課	214-8184	区 役 所	宮城野区役所	291-2111
	経済局経済企画課	214-8255		高砂証明発行センター	258-1111
	都市整備局総務課	214-8286		岩切証明発行センター	255-8512
	建設局総務課	214-8366		若林区役所	282-1111
	危機管理室危機管理課	214-3049		六郷証明発行センター	289-2156
	教育局総務課	214-8856		七郷証明発行センター	288-5022
	水道局総務課	(代)249-2211		太白区役所	247-1111
ガス局総務課	(代)256-2111	秋保総合支所	399-2111		
区 役 所	青葉区役所	225-7211	中田証明発行センター	241-1111	
	仙台駅前サ-ビスセンター	223-5265	生出証明発行センター	281-2111	
	宮城総合支所	392-2111	泉区役所	372-3111	
	吉成証明発行センター	279-1526	根白石証明発行センター	379-2111	
				南光台証明発行センター	252-2111

(3) (略)

9 (略)

33頁

34頁

第3 市民に対する周知方法

避難勧告等を発令又は解除したときは、避難対象区域内の居住者等へ、避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知する。

1 避難準備・高齢者等避難開始発令時の伝達手段

- (1) 報道機関への一斉FAX、災害情報共有システム(Lアラート)を通じたテレビ・ラジオ等からの情報提供
- (2) 通信事業者が提供する緊急速報メールによる情報配信
- (3) 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、市ホームページ、避難情報ウェブサイト及び市危機管理室ツイッターを活用した情報提供
- (4) 地域団体の会長等に対する対象区域内居住者への情報伝達の協力要請

※ 上記を補完するため、消防活動等に支障がない限り、努めて区役所の広報車及び消防車両による関係地域への巡回広報を行う。

2 避難勧告・避難指示(緊急)・災害発生情報発令時の伝達手段

前記(1)から(4)に加え、区役所の広報車両(及び消防車両)による関係地域への巡回広報

3 避難勧告等解除時の伝達手段

避難勧告等を解除した場合には、上記1.及び2.を準用し伝達を行う。また、避難勧告・避難指示(緊急)・災害発生情報を解除したときは、直ちにその旨を公示する。

4 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等への洪水予報等の情報伝達

8 連絡先電話番号

(1) 水防関係機関

仙台管区気象台	297-8103	宮城県警察署	221-7171
東北運輸局	299-8851	仙台中警察署	222-7171
仙台海川国道事務所	304-1813	仙台南警察署	246-7171
釜房ダム管理所	0224-84-2171	仙台北警察署	233-7171
宮城県復興・危機管理部復興・危機管理総務課	211-2375	仙台東警察署	231-7171
宮城県土木部河川課	211-3172	泉警察署	375-7171
宮城県仙台土木事務所	297-4111	若林警察署	390-7171
宮城県仙台地方ダム総合事務所	372-2103	名取市役所	384-2111
大倉ダム管理事務所	393-2211	多賀城市役所	368-1141
七北田ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)	372-2927	東日本電信電話(株)宮城事業部	269-2248
樽水ダム管理事務所 (宮城県仙台地方ダム総合事務所管理第二班)	372-2927		

(2) 市役所

本 庁	健康福祉局総務課	214-8184	区 役 所	宮城野区役所	291-2111
	経済局経済企画課	214-8255		高砂証明発行センター	258-1111
	都市整備局総務課	214-8286		岩切証明発行センター	255-8512
	建設局総務課	214-8366		若林区役所	282-1111
	危機管理室危機対策課	214-3049		六郷証明発行センター	289-2156
	教育局総務課	214-8856		七郷証明発行センター	288-5022
	水道局総務課	(代)249-2211		太白区役所	247-1111
ガス局総務課	(代)256-2111	秋保総合支所	399-2111		
区 役 所	青葉区役所	225-7211	中田証明発行センター	241-1111	
	仙台駅前サ-ビスセンター	223-5265	生出証明発行センター	281-2111	
	宮城総合支所	392-2111	泉区役所	372-3111	
	吉成証明発行センター	279-1526	根白石証明発行センター	379-2111	
				南光台証明発行センター	252-2111

(3) (略)

9 (略)

第3 市民に対する周知方法

避難情報を発令又は解除したときは、避難対象区域内の居住者等へ、避難情報の内容を迅速かつ的確に伝達して周知する。

1 高齢者等避難発令時の伝達手段

- (1) 報道機関への一斉FAX、災害情報共有システム(Lアラート)を通じたテレビ・ラジオ等からの情報提供
- (2) 通信事業者が提供する緊急速報メールによる情報配信
- (3) 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、市ホームページ、避難情報ウェブサイト及び市危機管理室ツイッターを活用した情報提供
- (4) 地域団体の会長等に対する対象区域内居住者への情報伝達の協力要請

※ 上記を補完するため、消防活動等に支障がない限り、努めて区役所の広報車及び消防車両による関係地域への巡回広報を行う。

2 避難指示・緊急安全確保発令時の伝達手段

前記(1)から(4)に加え、区役所の広報車両(及び消防車両)による関係地域への巡回広報

3 避難情報解除時の伝達手段

避難情報を解除した場合には、上記1.及び2.を準用し伝達を行う。また、避難指示・緊急安全確保を解除したときは、直ちにその旨を公示する。

4 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等への洪水予報等の情報伝達

組織改正に伴う修正

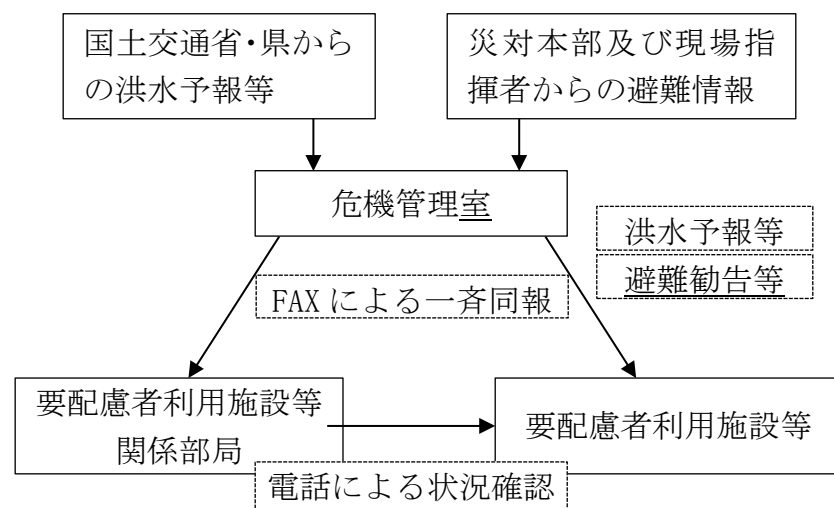
組織改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

- (1) 略  
(2) 伝達する情報と伝達の範囲は、次のとおりとする。

情報区分	伝達範囲	伝達内容
洪水予報等	洪水予報河川又は水位周知河川の浸水想定区域内にある対象施設に伝達	・指定河川洪水予報（洪水予報河川） ・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報（水位周知河川）
避難勧告等		避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報

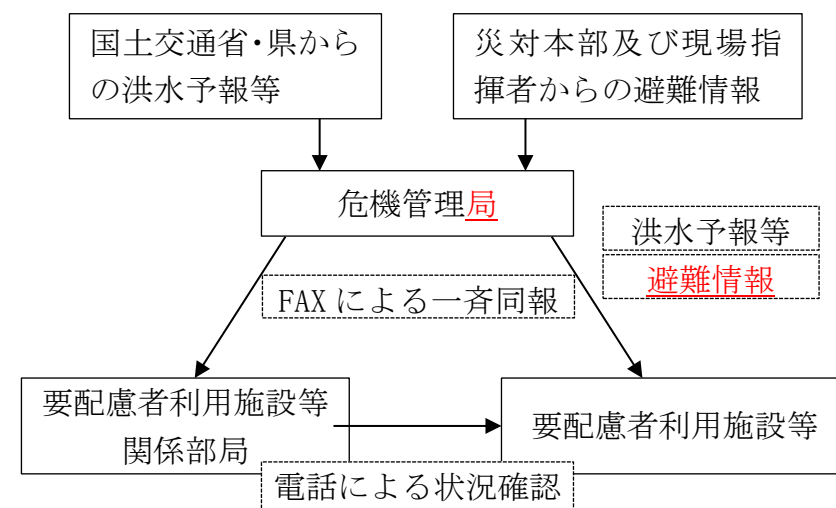
- (3) 情報伝達系統は、次のとおりとする。



- (1) 略  
(2) 伝達する情報と伝達の範囲は、次のとおりとする。

情報区分	伝達範囲	伝達内容
洪水予報等	洪水予報河川又は水位周知河川の浸水想定区域内にある対象施設に伝達	・指定河川洪水予報（洪水予報河川） ・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報（水位周知河川）
避難情報		高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

- (3) 情報伝達系統は、次のとおりとする。



災害対策基本法の改正に伴う修正

組織改正に伴う修正、および災害対策基本法の改正に伴う修正